

## 条 例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十九年埼玉県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和元年七月二十八日に任期が満了することとなる参議院議員の任期満了による選挙から適用する。